

番号	受付日	提出方法	ご意見	市議会の考え方
1	令和3年1月18日（月）	郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に賛成です。 ・「品位と名誉を損なう行為」とはどういう行為か、難しいと思います。（例えば、議員本人が参列している葬儀に弔電を打つことはどうなのか。） ・議員さんの政治活動の自由を侵さない運用を望みます。 	<p>議員は公の使命を持つものであり、議会の品位を重んじなければならないとされています。地方自治法においても、地方公共団体の議会の会議又は委員会における議員の発言における「品位の保持」が定められており、これに違反すると、懲罰の対象となります。例えば、「必要以上に不快感を与える言葉」や「公の問題と関係のない私生活にわたる言論」などがこれにあたります。</p> <p>よって議員は、議会、議場内における発言・行為はもちろんのこと、議場外における言動であっても、その品位及び権威を傷つけるような行為を慎み、良心と責任感を持って品位の保持に努めなければならないと考えています。</p> <p>また、「議員本人が参列している葬儀に弔電を打つこと」につきましては、議員の故人との関わりや思いを表したものであり、議員個々の判断によるものとなっているため、議会内での一定のルール・基準の共有化を図っていく必要があると考えております。</p> <p>今後は、研修会を開催する等、更に研鑽を積みながら条例の運用を図ってまいります。</p>